

花巻市障がい福祉計画案

(中間見直し)

平成 19 年 3 月に策定した花巻市障がい者計画は、障がい者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項に定める「障がい者計画」と障がい者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に定める「障がい福祉計画」を 1 つの計画にまとめて策定したものです。

花巻市障がい者計画の障がい者計画部分の計画期間は、平成 19 年度から平成 23 年度の 5 か年計画であり、障がい福祉計画部分の計画期間は、平成 18 年度から平成 20 年度の 3 か年計画となっています。

今回策定しようとする障がい福祉計画は、花巻市障がい者計画のうち障がい福祉計画部分の「第 6 章 安心して利用できる福祉サービスの提供」について見直しするものであります。

1. 障がい福祉計画の基本理念

障がい福祉計画は、「障がいのある人もない人も、一人ひとりがその能力、環境に応じて主体性を発揮し快適な生活を送ることができる地域社会の実現」を目標に、利用者にとって最も身近な市町村において、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるように策定するものです。

国の策定指針に基づき、次の3つを計画の基本理念とします。

理念1 「自己決定」と「自己選択」の尊重

障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現が図られるよう、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

理念2 3障害に係る制度の一元化

これまで身体障がい、知的障がい、精神障がいに分かれていた制度を一元化し、ひとしく障がい福祉サービスを受けることができるようにします。

理念3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所から地域生活への移行、精神障がい者の退院促進、就労の支援など新たな課題に対応できるよう、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進めます。

2. 障がい福祉計画の特色

「花巻市障がい者計画」を踏まえ、障がい者自立支援法に基づく障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービス提供の基本的な考え方、目標、サービス量及び確保のための方策を定めます。

3. 取組の方向

(1) 相談体制の充実

障がい者やその家族が身近に相談できる、またはライフステージに対応した支援が受けられるよう、相談支援体制を充実します。

また、障がい者が希望する生活の実現に向け、個別支援会議の充実強化を図ります。

(2) 居住環境の充実

地域での生活を希望する障がい者の居住環境を整えるため、アパートや借家等の家主、または地域住民の理解の促進を図ります。

また、ケアホームやグループホームの設置を促進するため、事業者に対して助成制度情報や空き家情報等の提供の充実に努めます。

(3) 障がい者雇用環境の充実

企業等の障がい者雇用への理解を促進するとともに就労機会の創出に向けた企業開拓を関係機関等と連携して行います。

また、福祉施設の工賃の向上を図るため、共同販売会を開催するなど授産製品を広く啓発し、需要拡大に向けた取り組みを行います。

(4) 制度やサービスに関する情報提供の充実

障がい者やその家族が必要とする各種制度やサービスを自ら選択して利用できるように情報提供方法を検討し、より充実した情報提供に努めます。

また、各種制度やサービスを必要としている障がい者の把握に努め、相談支援事業と連携して各種制度やサービスに結びつけていく活動を行います。

(5) 障がい福祉サービス等利用手続きの支援

障がい福祉サービスや地域生活支援事業の利用手続きの軽減を図るため、障がい者の障がいの程度や家族の生活状況に応じ、訪問による利用手続きなどの支援を行います。

(6) 地域資源の活用

障がい者の多様なニーズに対応するため市内の施設や事業所と連携・協力し、希望に応じたサービスを受けられるように調整を図ります。

(7) 障がい者自立支援法に基づくサービス体系への移行支援

障がい者自立支援法に基づくサービス体系への円滑な移行を促進するため、サービス提供事業者からの相談に応じて岩手県と連携し、移行支援を行います。

(8) 事業者の参入促進

新たに障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を行う意向を有する事業者を把握するとともに必要とする情報を提供し、多様な事業者の参入を促進します。

4. 平成21年度から平成23年度に向けた目標

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行目標

福祉施設入所者について、平成23年度末までに地域生活へ移行する目標を設定します。

区	分	数 値
現 在 入 所 者 数	A	179人
新 規 入 所 見 込 み 者 数	B	15人
地 域 移 行 目 標 者 数	C	28人
平 成 2 3 年 度 末 入 所 者 数 D=A+B-C		166人
削 減 目 標 者 数 E=A-D		13人
地 域 移 行 率 C/A (国目標：10%以上)		15.6%
入 所 施 設 退 所 率 E/A (国目標：7%以上)		7.3%

※ 現在入所者数は、岩手県で実施した障がい福祉計画策定に係る地域移行希望調査結果（平成20年7月1日現在）による施設入所者数です。

※ 地域移行とは、入所施設を退所し、居住の場をケアホーム、グループホーム、福祉ホーム、公営住宅、一般住宅に移ることをいいます。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行目標

精神科病院入院患者のうち受け入れ条件が整えば退院可能な精がい障害者の入院を平成24年度末までに解消することを目指し、平成23年度末までの退院目標を設定します。

区	分	数 値
退 院 可 能 な 精 神 障 が い 者 数	A	17人
退 院 目 標	B	11人
退 院 率 B/A		64.7%

※ 退院可能な精神障がい者数は、岩手県で実施した障がい福祉計画策定に係る地域移行希望調査結果（平成20年7月1日現在）による退院可能な精神障がい者数です。

(3) 福祉施設から一般就労への移行目標

平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する目標を設定します。

区	分	数 値
平成 17 年度中一般就労移行者数	A	5 人
平成 23 年度中一般就労移行者数	B	20 人
一 般 就 労 移 行 率 B/A (国目標：4 倍)		4 倍

※ 一般就労した者とは、一般企業等に就職した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいいます。

5. 障がい福祉サービス・相談支援の見込量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な外出支援を行います。

④ 重度障がい者等包括支援

常に介護が必要な人の中で特に介護の必要性が高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。

⑤ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気などによって一時的に介護者がいない場合に、短期間、夜間も含め施設において入浴、排泄、食事の介護等を行います。

■ 1 か月当り利用見込み

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援	実利用者数	96 ^人	106	117
	利用見込量	2,314 ^{時間}	2,608	2,937
短 期 入 所 (ショートステイ)	実利用者数	13 ^人	15	17
	利用見込量	195 ^{人日}	225	255

※ 人日とは、「月間実利用人数」に「1人1か月当りの平均利用日数」を乗じて得たサービス量をいいます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

②療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

③児童デイサービス

障がい児に日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

④自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑥就労継続支援（A型【雇用型】・B型【非雇用型】）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑦旧法入所サービス・旧法通所サービス（日中活動分）

旧法入所施設や旧法通所施設において日中活動として日常生活に必要な訓練や生産活動を通じた知識の習得や能力向上のために必要な訓練を行います。

■ 1か月当り利用見込み

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	実利用者数	72 ^人	101	129
	利用見込量	1,224 ^{人日}	1,717	2,193
療養介護	実利用者数	2 ^人	2	2
	利用見込量	62 ^{人日}	62	62
児童デイサービス	実利用者数	48 ^人	62	76
	利用見込量	768 ^{人日}	992	1,216
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	1 ^人	2	3
	利用見込量	20 ^{人日}	40	60
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	37 ^人	38	42
	利用見込量	629 ^{人日}	646	714
就労移行支援	実利用者数	20 ^人	25	28
	利用見込量	400 ^{人日}	500	560

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就 労 継 続 支 援 (A 型)	実利用者数	4 ^人	5	6
	利用見込量	92 ^{人日}	115	138
就 労 継 続 支 援 (B 型)	実利用者数	130 ^人	142	213
	利用見込量	2,340 ^{人日}	2,556	3,834
旧 法 入 所 サービス (日中活動分)	実利用者数	80 ^人	57	55
	利用見込量	1,760 ^{人日}	1,254	1,210
旧 法 通 所 サービス (日中活動分)	実利用者数	121 ^人	129	25
	利用見込量	2,541 ^{人日}	2,709	525

※ 人日とは、「月間実利用人数」に「1人1か月当りの平均利用日数」を乗じて得たサービス量をいいます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活介護（ケアホーム）

共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

③ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日時に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

④ 旧法入所サービス（居住分）

旧法入所施設に入所する人に、夜間や休日時に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■ 1 か月当り利用見込み

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共 同 生 活 介 護 (ケ ア ホ ー ム)	実利用者数	56 ^人	59	64
	利用見込量	1,736 ^{人日}	1,829	1,984
共 同 生 活 援 助 (グ ル ー プ ホ ー ム)	実利用者数	40 ^人	46	48
	利用見込量	1,240 ^{人日}	1,426	1,488
施 設 入 所 支 援	実利用者数	61 ^人	86	85
	利用見込量	1,891 ^{人日}	2,666	2,635
旧 入 所 サービス (居 住 分)	実利用者数	82 ^人	59	57
	利用見込量	2,542 ^{人日}	1,829	1,767

※ 人日とは、「月間実利用人数」に「1人1か月当りの平均利用日数」を乗じて得たサービス量をいいます。

(4) 相談支援

自ら福祉サービスの利用の調整が困難な単身の障がい者などに計画的にサービスを利用できるように支援します。

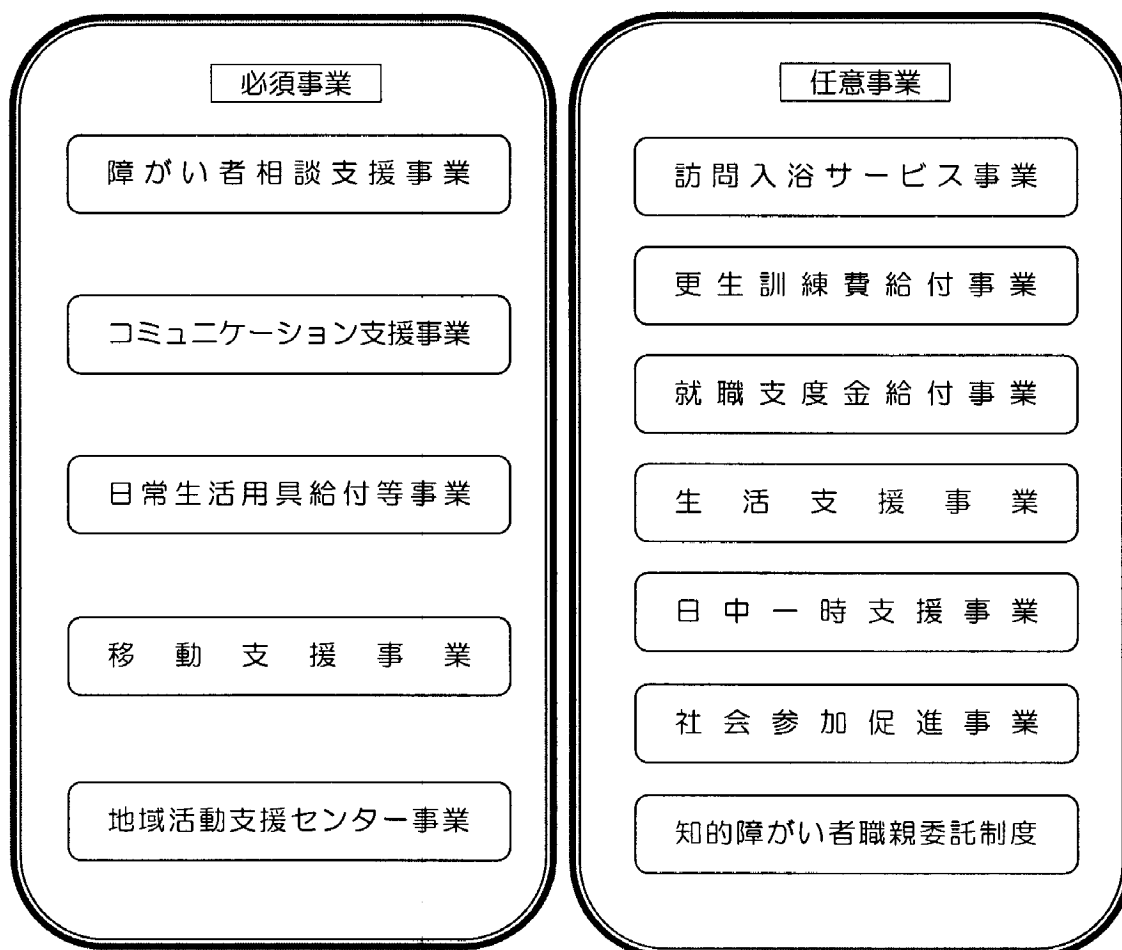
■1 か月当り利用見込み

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス利用計画 作成者数	5	5	5

6. 地域生活支援事業の実施

障がい者が地域において自立した生活ができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村において柔軟に実施できる事業として、地域生活支援事業が創設されました。

地域生活支援事業は、5つの必須事業とその他の任意事業があり、花巻市は、次の事業を実施します。



(1) 相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援、または地域生活を支えるために関係機関と連携し、必要な支援を行います。

相談支援事業をはじめとし、地域の障がい福祉に関するシステムの中核的な役割を果たす場として、「花巻市地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業者の運営評価や困難事例への対応のあり方等を協議、調整します。

■事業実施見込み

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業	2 ^{か所}	2	3
	地域自立支援協議会	1 ^{か所}	1	1
相談支援機能強化事業		実施	実施	実施
住宅入居等支援事業 (居住サポート)		実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		実施	実施	実施

(2) コミュニケーション支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を実施し、意思疎通の仲介を行います。

また、要約筆記を行う場の拡充に努めます。

■年間利用見込み

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者設置事業	実設置者数	1 ^人	1	1
手話通訳者派遣事業	実利用者数	10 ^人	10	10
	延べ利用回数	60 ^回	60	60
要約筆記奉仕員派遣事業	実利用者数	30 ^人	30	30
	延べ利用回数	20 ^回	20	20

(3) 日常生活用具給付等事業

重度の障がい者等に対して、日常生活に必要不可欠な日常生活用具を給付し、自立した生活を促進します。

■年間利用見込み

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	件 9	9	9
自立生活支援用具	件 18	18	18
在宅療養等支援用具	件 24	24	24
情報・意思疎通支援用具	件 38	38	38
排せつ管理支援用具	件 2,296	2,647	3,052
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件 6	6	6

※ 排せつ管理支援用具のうち蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつについては、1か月分を1件としています。

(4) 移動支援事業

移動が困難な障がい者等に対して、生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出の際に、外出先での移動介護を行います。

■事業実施及び利用見込み

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事業実施か所数	か所 6	6	6
実利用者数	人 34	39	44
年間延べ利用時間数	時間 2,380	2,730	3,080

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

また、地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域における生活を支援します。

■事業実施及び利用見込み

区	分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事業実施か所数	市内	2 ^{か所}	2	2
	市外	2 ^{か所}	2	2
	計	4 ^{か所}	4	4
基礎的事業実施か所数	市内	2 ^{か所}	2	2
	市外	2 ^{か所}	2	2
	計	4 ^{か所}	4	4
機能強化事業実施か所数	市内	2 ^{か所}	2	2
	市外	2 ^{か所}	2	2
	計	4 ^{か所}	4	4
実利用者数	市外	97 ^人	103	109
	市内	8 ^人	9	10
	計	105 ^人	112	119
年間延べ利用日数	市内	5,880 ^日	9,296	14,637

※ 実利用者数の市外とは、市外に所在する事業所を利用している人数であります。

(6) 訪問入浴サービス事業

身体障がい者の居宅を訪問し、入浴サービスの提供を行います。

■事業実施及び利用見込み

区	分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事業実施か所数		3 ^{か所}	3	3
実利用者数		11 ^人	12	13
年間延べ利用日数		880 ^日	960	1,040

(7) 更生訓練費給付事業

社会復帰を図ることを目的に更生訓練を受けている者の訓練経費を給付します。

■給付見込み

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
給 付 者 数	5 ^人	5	5

(8) 就職支度金給付事業

更生訓練、就労移行支援事業、就労継続支援事業を利用して就職する者に就職支度金を給付します。

■給付見込み

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
給 付 者 数	14 ^人	17	20

(9) 生活支援事業

日常生活に必要な訓練や指導などを行い、生活の向上を図り、社会参加を促進します。

■年間利用見込み

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
視覚障がい者生活訓練等 事業実利用者数	40 ^人	40	40
聴覚障がい者生活訓練等 事業実利用者数	25 ^人	25	25
福祉機器リサイクル事業 利 用 件 数	160 ^件	160	160

(10) 日中一時支援事業

日中に介護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な人に、日中の活動の場を提供します。

■事業実施及び利用見込み

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
事業実施か所数	11 ^{か所}	11	11
実 利 用 者 数	43 ^人	48	53
年間延べ利用日数	4,816 ^日	7,440	11,395

(11) 社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動の実施や点字・声の広報等の発行、要約筆記者・手話通訳者の養成など、障がい者の社会参加を促進する事業を行います。

■利用見込み

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等 事業参加者数		90 ^人	90	90
点字・声の広報等発行事業 実利用者数	点字分	30 ^人	30	30
	声分	70 ^人	70	70
	計	100 ^人	100	100
奉 仕 員 養 成 研 修 事 業	点訳奉仕員養成研修事業実受講者数	5 ^人	5	5
	要約筆記奉仕員養成研修事業実受講者数	5 ^人	5	5
	手話奉仕員養成研修事業実受講者数	- ^人	5	5
自動車運転免許取得費助成事業利用者数		2 ^人	2	2
自動車改造助成費事業利用者数		5 ^人	5	5

(12) 知的障がい者職親委託制度

更生援護に熱意のある事業経営者等（職親）に知的障がい者を預け、生活指導や技能習得訓練などを行います。

■利用見込み

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利 用 者 数	7 ^人	7	7